

居宅介護支援契約書

様（以下「利用者」と略します。）と医療法人社団十善会
居宅介護支援事業所つながり（以下「事業所」と略します。）は、事業者が
提供する指定居宅介護支援について、以下のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法（平成9年法律第123号）その他関係法令
及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅において、その有する
能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護サービス計
画書を作成するとともに、その計画にそった適切なサービスが提供されるよう、
サービス事業者等関連機関との連絡調整、その他便宜の提供を行います。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、以下のとおりとします。

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日までとします。
ただし、契約満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介
護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間
の満了日までとします。

2 上記契約期間満了日の7日前までに利用者から契約更新しない旨の申し出
がない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。

（居宅サービス計画の作成・変更）

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を担当者として指定し、
居宅サービス計画を作成します。事業者は、担当者を選任し、又は変更する
場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行うとともに、事業所側の事情に
より変更する場合はあらかじめ利用者と協議します。

2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たり、契約書別紙（重要
事項説明書）の居宅介護支援の内容を遵守します。

（介護保険施設入所への支援）

第4条 事業者は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合、
利用者に適切な介護保険施設の紹介、その他必要な援助を行います。

（利用料）

第5条 指定居宅介護支援の提供に関する利用料は、契約書別紙（重要事項説明
書）のとおりです。

(利用者の解約権)

第6条 利用者は、7日以上予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。

この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。

2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず直ちに契約を解約することができます。

- 一 事業者が正当な理由なしに指定居宅介護支援の提供を行わない場合
- 二 事業者が秘密保持義務に違反した場合
- 三 事業者が利用者やその家族に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合

(事業者の解約権)

第7条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により1か月以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

- 一 事業の縮小、事業所の休廃止等
- 二 この契約に基づく指定居宅介護支援の提供が困難になる等、やむを得ない事情がある場合
- 三 利用者がこの契約に定める利用料の支払いを2か月以上遅延し、文書に利用料の支払い催告を行ったにもかかわらず、催告の日から14日以内にその支払いがなかった場合
- 四 利用者又はその家族等が、事業者や従業員に対して、この契約を継続しがたいほどの迷惑行為又は不信行為を行った場合

2 事業者は、前項によりこの契約を解約する場合には、必要に応じて利用者が住所を有する市町村等に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

(契約の終了)

第8条 以下の場合にはこの契約は自動的に終了します。

- 一 利用者が介護保険施設に入所した場合
- 二 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）又は要支援1、又は要支援2と認定された場合
- 三 利用者が死亡した場合

(損害賠償)

第9条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者又は利用者の家族に損害を及ぼした場合には、速やかに損害を賠償します。

但し、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

(秘密保持)

第10条 当事業所は、利用者にサービスを提供するうえで知りえた情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、第三者に漏らすことはありません。また、利用者やその家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しても漏洩の防止に努めます。

(苦情処理)

第11条 利用者または利用者の家族は、事業者が提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に対する苦情がある場合には、「契約書別紙(兼重要事項説明書)」に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。

2 事業者は、利用者又は家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処することとし、必要に応じてサービスを点検し、関連機関との連絡調整を行います。

3 事業者は、利用者が苦情の申し出を行った事を理由として、いかなる不利益な取り扱いもいたしません。

(サービス内容等の記録の作成及び保存)

第12条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する書類を整備し、その完結の日から5年間保存します。

2 利用者及び利用者の後見人(後見人がいない時は利用者の家族を含む)は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。但し、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

3 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、第1項の記録の写しを交付できるものとします。

(裁判管轄)

第13条 この契約に関する紛争の訴えは、利用者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(契約外条項)

第14条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

第15条 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項は、(重要事項説明書別紙2)の通りです。

以下のとおり、指定居宅介護支援に関する契約を締結します。

下記契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ1通ずつ保有します。

令和 年 月 日

(利用者) 私は、この契約内容に同意し、居宅介護支援の利用を申し込みます。
また第11条第3項に定める利用者の個人情報の使用について、
同意します。

利用者 住所

氏名

(代理人) 私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名
を行いました。

代理人 住所

(又は利用者家族代表) 氏名

本人との続柄

(事業者) 私は、利用者の申し込みを受諾し、この契約書に定める各種サービス
を誠実に責任をもって行います。

事業者 住所 神戸市長田区久保町3丁目9-7

法人名 医療法人社団十善会

居宅介護支援事業所つながり

代表者氏名 理事長 野瀬 範久 印

平成27年6月1日 施行

令和1年5月23日 一部改訂

令和2年4月1日 一部改訂

令和6年4月1日 一部改訂